

若手臨床心理士による倫理問題に関する自主研修活動の試み：「臨床家のための倫理問題研究会の活動を通して

桑本，雅量

九州大学大学院人間環境学府人間共生システム専攻臨床心理学指導研究コース：博士後期課程

安藤，徹

九州大学大学院人間環境学府人間共生システム専攻臨床心理学指導研究コース：博士後期課程

増田，有亮

九州大学大学院人間環境学府人間共生システム専攻臨床心理学指導研究コース：博士後期課程

浜田，恵

九州大学大学院人間環境学府人間共生システム専攻臨床心理学指導研究コース：博士後期課程

他

<https://doi.org/10.15017/1448766>

出版情報：九州大学総合臨床心理研究. 1, pp.3-16, 2010-03-01. 九州大学大学院人間環境学府附属総合臨床心理センター

バージョン：

権利関係：

若手臨床心理士による倫理問題に 関する自主研修活動の試み

—「臨床家のための倫理問題研究会」の活動を通して—

桑本 雅量*・安藤 徹*・増田 有亮*・浜田 恵*・向江 彩乃*

本稿では、若手臨床心理士による倫理問題に関する研究会活動について報告し、その内容や方法について検討した。近年、臨床心理士の社会的認知が高まるにつれ、さらなる倫理意識の向上が求められている。それに対し、日本臨床心理士会ではガイドラインを制定するなど、様々な取り組みがなされている。当研究会では、倫理問題について若手臨床心理士を中心とした架空事例検討による議論を行っている。そこでは、個々の臨床経験に基づく意見が語られることや、研究会で得られた知見が実践に活かしやすいという利点が明らかになった。一方、若手であるために、より経験豊富な専門家からスーパーヴィジョンを受ける必要性が示唆された。また、法律に関する基礎的知識を深めることも重要と考えられた。このように、臨床活動を行う上で、積極的に倫理問題を考えることは不可欠である。しかし、倫理問題に関する学習の必要性を感じながらも、その機会が乏しい若手臨床心理士にとっては、本稿で述べた事例検討方式による自主研修活動が有意義であると考えられた。

キーワード：倫理問題、架空事例検討による自主研修会、若手臨床心理士

I. はじめに

1. 臨床心理士の現在

昭和63年に日本臨床心理士資格認定協会から認定された臨床心理士の第一号が誕生して以来、現在2万人を超す認定臨床心理士が活躍している（平成21年4月1日現在）。臨床心理士を養成する指定大学院は全国で160校に上り、近年、臨床心理士は毎年1500名ほど増加している。また、下山（2001）が指摘しているように、社会的要請によって、学校をはじめとする多くの社会場面で臨床心理士による活動が求められるようになった。そして、教育領域以外にも犯罪や虐待などの被害者支援、高齢者やHIV感染者の心理的援助等々のさまざまな社会領域で、臨床心理士による専門活動の期待が高まっている（下山、2001）。このような時代背景の下、平成元年から財団法人として活動してきた日本臨床心理士会は、平成21年に一般社団法人としての活動へと移行した。その目的は“協会が認定する「臨床心理士」資格取得者の相互の連携を密にし、臨床心理士の資質

*九州大学大学院人間環境学府人間共生システム専攻臨床心理学指導・研究コース博士後期課程

と技能の向上を図り、もって国民の心の健康の保持向上に寄与すること”としている（日本臨床心理士会、2009）。このように臨床心理学は社会的要請に応える形で発展をみせており、スクールカウンセラー等による社会的認知が高まるにつれ、その専門性への透明性や説明責任も求められてきていると考えられる。日本臨床心理士会の一般社団法人化もそうした時代の流れに応えるものであろう。

金沢（2006）によると、専門家とは単に特定領域についての知識や技術を有するだけではなく、社会が必要としているからこそ生み出されている公的な存在であると指摘している。加えて、職業倫理を職業集団内に周知徹底することは専門職として成立するための要件の1つであると述べている。このことは、社会的要請や社会的認知が高まってきている臨床心理士が、社会に認められた専門家になる上で、倫理意識の向上が必須であることを示唆している。そして、社会の要請に応えられる専門家としてより成熟していくことが期待されているのである。

2. 日本の臨床心理士における倫理観の現状とその教育

社会に認められる専門家たるには、臨床心理士としての統一した職業倫理観の確立や倫理問題へ精通している必要がある。金沢（2006）は、倫理問題における対応について、個々人の主観的な判断や置かれている職場の状況に大きく左右されている現状を指摘し、個々人の直感レベルでの意思決定ではなく、分野全体としてのルールに基づいて意識的に意思決定を行う訓練が必要であると述べている。このことは、臨床心理士が専門家として更なる質の向上を目指していく上で、倫理問題について絶えず学習し、研鑽を積んでいく必要性を示唆していると言えよう。しかし、臨床心理学における倫理教育の困難さに関しては多くの指摘が存在している（金沢、1998）。指定大学院の教員を対象にした日本心理臨床学会倫理委員会（2006）の調査によると、指定大学院の平成17年度カリキュラムにおける倫理の授業について、「いずれかの特論（特講）等で必ず1コマ以上は倫理のテーマを取り上げる」が68.4%で最も多く、「『倫理』を標榜した授業がある」のは、4.1%であり、「授業、特別講演、セミナーのいずれでも倫理の教育は予定されていない」は14.5%もあつたと報告している。また、こうした倫理教育の現状に対して、49.0%が「不十分」と回答し、「十分」との回答は23.9%にすぎなかったとしている。このように、臨床心理士養成指定大学院の教員ですら、現在の倫理教育に不満を持っている結果が示されており、倫理教育の充実は今後の緊急の課題の一つであることを示唆している。また、倫理教育についてこれまでほとんど議論されてこなかったために、指定大学院教員の間でも統一的な倫理観が未確立のままであることを認めており、一般社会との対話を通じて、自らの学問的、職業的倫理観を社会的に確立する努力が必要だと結論付けている（日本心理臨床学会倫理委員会、2006）。そして、それらの努力の結果として、日本臨床心理士会倫理ガイドラインの制定（日本臨床心理士会第7期倫理委員会、2009）など、増加する臨床心理士に統一された倫理観の確立に向けて具体的な動きが認められる。

3. 臨床心理士による倫理問題に関する自主研修に向けて

指定大学院は臨床心理士を志す者にとって、先達が苦勞し創意工夫して築きあげた知識と実践を体系的に学ぶことができる1つの場である。その中で大学院学生や若手臨床心理士は教育を受け、学んできた。しかしそれだけではなく、先達の歩みがそうであったように、自ら学びの手を伸ばし、自らの手で学びの場を開拓していく必要がある。そして、その姿勢こそが臨床心理士としての自らの質を向上していくことにつながっていると考える。以上のことから本稿では臨床心理学における倫理教育の現状を踏まえ、若手臨床心理士が主体的に倫理について学ぶため、立ち上げた研究会について報告したい。その活動を振り返り、若手臨床心理士が倫理について学ぶ方法やその意義について考えていきたい。

Ⅱ. 若手臨床心理士による倫理問題に関する自主研修活動の概要

1. 活動の経緯

2007年度末から倫理問題に関心のある博士後期課程の大学院生を中心に、不定期に活動が行われていた。活動当初は、倫理に関するワークショップへの参加やその報告、臨床心理学分野における倫理に関する文献の講読や紹介、日本臨床心理士会や心理臨床学会などの倫理綱領の検討などが中心であった。また、会の参加者を中心に日々の臨床活動の中での倫理問題を話し合うことや倫理に関する情報交換がなされていた。2009年度より「臨床家のための倫理問題研究会（通称：りんりん研）」として定期的な事例検討方式の研究会へと移行している。

2. 活動の概要

月1回程度、院生研究室を利用して5名ほどで活動している。参加者は、臨床心理士資格を有している博士後期課程の大学院生（臨床経験はそれぞれ3～6年）が中心であり、全員が非常勤心理職を持つ者である。実際の活動は、倫理問題を検討するために作成された事例を利用して、検討やディスカッションを行っている。

研究会の手順は以下の通り。1) 架空事例を読む。2) 架空事例に対し2点ないし3点の設問の提示。3) 設問に対し10分程時間を取り、各自考える。4) 設問ごとに、個々人で意見を述べた後に、自由にディスカッションを行う。5) 参考書や参考文献、倫理綱領（日本臨床心理士会、2004）及び倫理ガイドライン（日本臨床心理士会第7期倫理委員会、2009）にあたり、該当箇所を確認する。なお、ディスカッションについては時間制限など設けずに実施している。

Ⅲ. 若手臨床心理士による倫理問題に関する自主研修活動の実際

これまでの活動から2回に関して詳細に報告する。なお、架空事例は「第3回臨床心理士のための倫理ワークショップ抄録集」（日本臨床心理士会、2008）より抜粋した。

1. 架空事例の提示

架空事例 1

教育相談室に勤務する臨床心理士 A さんは、不登校の中学校 1 年生 P 子さんの母親面接を担当していました。P 子さんはクラスの友達とのちょっとしたトラブルをきっかけに、不登校になっていました。学校からの紹介で、親子で来室し、P 子さんの方は今年大学院を修了したばかりの若い相談員が担当して、お話をしたり、一緒に絵を描いたりとかかわりをしています。母親は P 子さんのことを気かけながらも、「無理に学校に行けと言っても、今は無理な気がします。少し落ち着いて様子を見たいと思います」というように理解を示し、家で P 子にどのように関わっていったらいいかについて、A さんとの面接で検討していて、A さんには、家族の中に大きな問題があるとは感じられませんでした。

ところが、地域の子ども家庭支援センターの B 相談員という人から、教育相談室に連絡があり、「P 子さんについて、ネットワーク会議をしたい」と申し入れがありました。母親が、市役所の無料相談室に子どものことで相談に行き、そこでの相談員が子ども家庭支援センターの相談員をかねているとのことでした。A さんは、特に家庭に問題を感じていなかったのが驚きましたが、地域ネットワークも大切であると考え、「母親が承知してくれるのなら、出席をしてもいいので、母親の意向を聞いてください」と答えました。数日して、B 相談員から「母親は、ネットワーク会議は必要ないといっているが支援を拒否するのは、何か家庭に問題を抱えているからだと考えられるので、母親には知らせずに、会議を行いたい」と言ってきました。A 相談員は困りましたが、地域のネットワーク会議に協力しないのも、後々問題を残しそうだし、行政職の所長からは出席するように言われ非常に迷っています。

架空事例 2

あるスクールカウンセラーは、不登校傾向のある女子中学生のカウンセリングを行っていた。母親はいじめがあるのではないかと疑い、担任に調査を依頼し、担任は彼女をスクールカウンセラーのところに来させた。何回かの面接の後、その子は絶対に誰にも言わないでほしいと断ってから、「両親は別居しているが、母親が浮気相手を家に連れてくることもあり、母親が汚らしいように感じる。学校に来ていても男が今頃自宅にいるのではないかと気になって勉強どころではない」と告白した。

その後、担任は相談内容についてカウンセラーに何度も問いただしてきた。特にいじめについて質問してきたので、カウンセラーは証拠が不十分だと思いながらも、その子が不憫に思い、担任にも分かってもらおうと思って「あの子の不登校はいじめが原因ではありません。どうやら母親が浮気しているらしいのです。でも、このことは秘密にしてくださいね」と漏らした。担任は「この学校では集団守秘義務がかかっているから大丈夫。いじめが原因ではないことは校長にも伝えておきます」と言う。

1 か月後、母親が校長にいじめの調査はどうなっているのかと問い合わせたとき、校長は母親に「この子が不登校気味なのは、学校が原因ではありません。あなたの生活態度に問題があるのではないですか」と言った。母親が「どういう意味ですか」と聞くと校長は「自分の胸に手を当てて考

えてください。お嬢さんも苦しんでいますよ」と意味ありげなことを言った。

母親は家に帰ってから、娘を問いただした。娘は泣きながら「あの人を家に連れてこないで」と叫んだ。母親は娘がスクールカウンセラーに話したことが担任から校長に伝わり、あのような謂れのない批難を受けたと激怒し、スクールカウンセラーと学校を訴えると言い出した。そのことにおびえた娘は家出し、1週間後、父親のマンションを訪れた。しかし彼女は、その後自室に閉じこもるようになり、不登校は続いて、カウンセラーからの働きかけにも一切応じなかった。

2. 各架空事例における設問と検討内容

各架空事例を検討するにあたり、まず倫理問題に関する設問に対して、参加者がそれぞれ意見を述べた。その内容の概要を、Table1、2に示す。

Table 1 架空事例1における設問と検討内容

問①	本事例では何が倫理的問題になるのか。
	守秘義務、情報漏洩の問題 ネットワーク会議にAが参加したとして、どこまで情報を出せるのかが曖昧なこと 市役所と子ども家庭支援センターの相談員を兼ねているB相談員の情報が、両機関に伝わっていること 母親に知らせずに会議を行うこと ネットワーク会議の目的や参加者が明らかでないこと 行政職所長（上司）から出席するよう言われ、心理士としての倫理云々に限らず出席しなければならなさ そうなこと
問②	自分がAならば、どのような対応をとるか？
	ネットワーク会議とは、頻繁に行われていることなのか、通常どのような会議なのか確認する。 B相談員はどのような立場なのか確認する（心理士、ワーカーなど）。 会議はどのような形で行われるのか、B相談員に確認する（参加者など）。 Aが参加することを、B相談員は母親に伝えているのか確認する。 状況が許せば、母親に自分が会議に参加することを伝える（母親の了解を得る努力をする）。 責任の所在をはっきりさせる。 今後のケース（母親面接）の展開に留意する。 Aの所属する教育相談室に行ったにも関わらず、市役所の無料相談室にも母親が行ったのはどういう理由か考える（Aが気づかなかった緊急性の高い問題についてBが気づいたのか、母親の不安が高いのか等）

Table 2 架空事例2における設問と検討内容

問① 本事例における倫理的問題は何か
スクールカウンセラーが担任に対して、また校長が母親に対して、「いじめが原因ではなく母親の浮気が原因である」と伝えた（ほのめかした）こと “不憫に思っ” “漏らした” など、情に流されて専門性に拠って考えることを放棄していること 母親のニーズはいじめの有無の調査。その結果をひとまず伝えれば良かったのでは スクールカウンセラーの学校の見立て、いじめに対する対応の把握・対応の共有がないこと 「集団守秘義務」がスクールカウンセラーと教員の間でどのように理解されているのか、明確でないこと いじめについて保護者から調査依頼があったにも関わらず、担任が1ヶ月放置していること
問② 「誰にも言わないで」と言われた時、自分ならどうするか
どの部分を「言わないで」ほしいのか、詳細を確認する 何回か会ったスクールカウンセラーに「言わないで」とは言いつつ、話せた理由を考える 何とかしてほしい、というこの子の思いに焦点をあてて話し合う スクールカウンセラーは毎日学校にいられないこと、母親や担任が心配していることを伝え、話せる先生（大人）はいないか尋ねる
問③ 今後考え得る対応について
スクールカウンセラー、担任、校長など関わった人々の対応・事実関係の整理と共有 責任の所在を明らかにする

3. ディスカッションの様子およびその内容

研究会参加者は、主に日頃顔を合わせている大学院生同士である。そのため、活動の雰囲気も非常にフランクで活発なディスカッションが行われた。各事例に共通した問いは「問① この事例における倫理的問題は何か」「問② 自分ならどう対応するか」ということであった。問②においては、問①での意見を聞く中で、参加者各々の臨床経験から具体的な意見が次々に提言され、ディスカッションが展開した。また、問①においては、意見が一致・収束することが多かったが、問②においては、各自の臨床経験に基づいた検討がされやすく、さまざまな意見がみられた。

架空事例は教育領域のものだったが、スクールカウンセラーの経験だけでなく、「医師や医療チームとの連携としたら?」「学生相談の中では?」など、それぞれが関わっている臨床現場に照らし合わせるとどのように考えられるか、という視点が多く聞かれた。特に、架空事例2では、問②の中で「守秘義務」について考える議論が展開した。たとえば、“臨床心理士における「守秘義務」の考え方は、学校現場にどのように、どの程度存在しているものなのか”ということを各自の経験から振り返った。主に医療領域に臨床現場を持つ者は、医療での特徴を挙げ、教育領域との違いを検討した。また、「(集団) 守秘義務」などの専門用語を、相手（この場合は教師・学校）がどのように理解しているか確認せずに使うことの危険性や、事前に学校と「守秘義務」や「情報共有」についての理解を共有することの必要性を確認した。参加者から、実際に行ったことのある「情報共有」に関するスタンスの開示方法の紹介がされることもあった。

各回とも、架空事例の状況や登場人物の倫理観に対して、「こんなことあるのかな」と若干の疑問を抱きつつ考え始めるが、各自の臨床経験と重ねて考えていくことで最終的には「どこでも起こ

りそうなもの」として、自身の経験を振り返ることもしばしばであった。

IV. 研究会参加者へのアンケート調査

研究会参加者の倫理意識や学習経験などを尋ね、研究会の運営方法や在り方について資するものを得ることを目的にアンケートを実施した。

1. アンケートの手続き

- 1) 調査対象 研究会参加者 5 名を調査対象とした。
- 2) 調査内容 自由記述形式のアンケートを作成し、配布・回収した (Table3)。
- 3) 調査時期 2009 年 7 月
- 4) 分析方法 KJ 法 (川喜田、1967) を参考に、臨床心理学を専攻する博士後期課程大学院生 2 名で回答の分析を行った。なお、複数種類の回答も、全て取り上げた。Ⅲについては意見が多岐にわたっていたため、簡単にまとめた。

Table 3 アンケート項目

I 倫理に対する心構えや意識
1 これまで実際の臨床場面においてどのような場面で倫理にまつわることを意識することがあったでしょうか。
2 研究会を通して実際の臨床場面や事例検討の中での心構えや意識の変化があったでしょうか。もしあればどのようなものでしょうか。
II 倫理に関する学習体験
1 これまで倫理に関してどのような場で考えたり、学習する機会をもったでしょうか。
2 倫理に対する学習の必要性について以前はどのように考えていたでしょうか。
3 りんりん研における学習体験はあなたにとってどのようなものでしょうか。
4 若手で集まってすることについてどのように感じているでしょうか。
III 研究会の今後の課題

2. アンケートの結果

アンケート項目ごとの KJ 法による分類の結果を示し (Table 4 および 5)、質問項目ごとに結果をまとめた。その際、【 】はカテゴリ名を、“ ”は回答例を示すこととする。

1) 倫理に対する心構えや意識

研究会参加前の日々の臨床活動で倫理を意識する状況は、“カンファレンスや SV での発表や事例発表の許可”や“記録の残し方”などの【個人情報への取扱い】の際や“子どもへの守秘義務の説明”や“検査のフィードバックをするとき”などの【クライアントへの説明】の際に意識されているようであった。また、“デイケアで他スタッフがものをもらったのを見て”など【心理職以外の専門職との意識の違い】を感じる際にも倫理を意識しているようであった。さらに、それらの倫理を意識する状況下での【葛藤の解決方法】として“教員への守秘義務の説明を行った”などが見ら

れた。次に研究会参加後の変化として“連携の際に用心深くなった”、“いかに倫理的問題に発展しないようにケースマネジメントしていくか”などの【予防的なケースマネジメント】が挙げられた。そして、“専門家としての発言の意味や効果の大きさについて考える”、“何のための誰のための守秘義務かを考える”などの【倫理的感受性の向上】や“訴えられたらどうなるか考えた”などの【危険性の認識の向上】が見られた。

Table 4 I 倫理に対する心構えや意識についてのカテゴリー名と回答例 ※複数回答可のため、回答数は人数と一致しない

アンケート項目	カテゴリー名	回答数	回答例
1. これまでの意識	クライアントへの説明	5	子どもへの守秘義務の説明 検査のフィードバックをどうやって相手に伝えるか 守秘義務と情報提供の兼ね合い
	心理職以外の専門職との意識の違い	8	デイケアで他スタッフがメンバーから物をもらっていたのを見て、そういう文化の常識があると知った 学校で面接記録を書いている時に先生に記録を覗かれびっくりした
	個人情報の取扱い	5	カンファレンスやSVでの発表や事例発表の許可 記録の残し方
	葛藤の解決方法	1	スクールカウンセラーで教員が守秘義務をどう考えているか分からなかったので説明した
2. 研究会後の変化	予防的なケースマネジメント	7	連携の際に用心深くなった いかに倫理的問題に発展しないようにケースマネジメントをしていくか
	倫理的感受性の向上	4	専門家としての発言の意味や効果の大きさについて考えるようになった 守秘義務にしても何のためのだれのための守秘義務かを考えるようになった
	危険性の認識の向上	3	訴えられたらどうなるか考えた 倫理を意識することが身を守ることであるが動きにくくなるようなものでもありそう

若手臨床心理士による倫理問題に関する自主研修活動の試み

Table 5 II 倫理に対する学習体験におけるカテゴリ名と回答例 ※複数回答可のため、回答数は人数と一致しない

アンケート項目	カテゴリ名	回答数	回答例
1. これまで学習する機会	体系的な学習機会のなさ	6	授業であったようななかったような 一貫して連続的に学習する機会はなかった
2. 学習必要性について	継続的学習必要性の意識の高さ	2	臨床心理士の社会的役割を考えた時に職業倫理は必須
	学習の必要性の意識のなさ	3	それほど重要性を日ごろ感じていなかった 分科会とかであっても参加しないと思う
3. 研究会における学習体験	メンバーでの試行錯誤	3	ディスカッションによる多面的理解 様々な文献から架空事例に該当する倫理項目を確認することで、独りよがりにならない原理・原則としての倫理の理解
	実践的な内容	4	イメージしやすい 自分の臨床の場での出来事やもし起こったらを考える
	倫理イメージの変化	1	倫理に関する問題は実践場面でたくさん転がっている
	「専門性」の確認	1	専門性の確認
4. 若手で集まること	初学者で共有できる場	5	若手であるので毎日の臨床活動の中で様々な不安を抱えており、その疑問や不安を率直に語れる場 体験や悩みの共有しやすさ
	クライアントに近い感覚	1	若手であることはそれだけ素人の感覚が残っており、専門用語に違和感を感じて、クライアントの気持ちを考えやすいかもしれない
	限界の認識	3	独りよがりになってはいないか、これでいいのか分からなくなる時に指導者とかコメントできる人がいた方がいい
	自発的な学習の必要性	2	自分で考えないといけない

2) 倫理に関する学習体験

倫理に関する学習体験としては“授業であったようななかったような”、“一貫して連続的に学習する機会はなかった”など【体系的な学習機会のなさ】が浮き彫りとなった。

一方で学習必要性については“臨床心理士の社会的な役割を考えたときには職業倫理は必須のものである”などの【継続的学習必要性の意識の高さ】から“ワークショップ等で倫理の講座があっても面接法やアセスメント法の研修を優先（略）”などの【学習の必要性の意識のなさ】まで学習の必要性の認識については幅が見られた。

研究会における学習体験では“（略）事例に則した学習となり、より実践的で多義的な活用ができる”や“自分の臨床現場での出来事や「もし起こったら」ということを考えた”などの【実践的な内容】を通して“ディスカッションで多面的理解やインスピレーションが起こった”などの【メンバーでの試行錯誤】があることがうかがわれた。そしてそこから“（略）倫理のイメージが変わっ

てゆるくなったような気がする”などの【倫理イメージの変化】があったと考えられる。また、それらを通して【「専門性」の確認】へとつながったのではないだろうか。

若手で集まることの意味としては、“若手であることは素人の感覚が残っている（略）、クライアントの気持ちも考えやすい”などの【クライアントに近い感覚】を残す中で、“より「近い」人々ということで体験の共有のしやすさ、同じ悩みを共有し役立てる自由なディスカッションが可能になるなどのメリットがあった”などの【初学者で共有できる場】であることが挙げられた。そして“自分で考えないといけない”などの【自発的な学習の必要性】が指摘されていた。一方で、若手のみという点での“見落とししている点があるんじゃないかと心配になる”、“（略）独りよがりになったりわれわれの枠組みを超えた理解まではいきにくい”などの【限界の認識】ももたれているようであった。

3) 今後の課題

研究会の今後の課題は、活動を重ねて運営方法を精練していく必要があるという意見が多かった。研修内容をより吟味し、今後の臨床心理士における自発的な倫理の学習方法として広く紹介したいという意見もあった。その意味で、より若年の初学者である学生たちとの交流による展開も期待されている。また、参加者それぞれの臨床現場での悩みや意識の報告など、架空ではない事例の検討もしてみたいという声も聞かれた。しかし、倫理的な問題に対する対応を間違えて覚えてしまう可能性が危惧されるため、研修内容について指導者からのコメントを頂き、客観的なものへとしていければよいという意見も見られた。

V. 考察

今回、事例検討方式による倫理の研究会を自主的に立ち上げ、若手臨床心理士が倫理について理解を深め実践に生かす試みについて報告した。そこから見いだされる現状や特徴、問題点などを考察する。まず、参加前の若手臨床心理士の倫理意識についてアンケート結果をもとに論じる。次に、活動内容から参加者がどのような考えを抱き、どのような体験を共有したかを述べる。さらに、事例検討方式で行うことの意義、倫理の学習方法にも触れる。それらを踏まえ今後の活動に資する視点を検討していく。

1. 若手臨床心理士の倫理意識—アンケート結果から

アンケート I-1 の結果から、参加者は所属する大学の相談室、病院やクリニック、小・中学校（スクールカウンセリング）など、実際の研修先や勤務先で必ず倫理にまつわることを意識していることがわかる。とりわけ、守秘義務についての意識が強いことが窺われた。事例において守秘義務がテーマになったのは、こうした参加者の意識も影響していると考えられる。そして具体的項目としては【クライアントへの説明】という直接の対象となるクライアントに対してはもちろん、【心

理職以外の専門職との意識の違い]のように他職種との問題も意識されている。特に守秘義務と情報共有のバランスは、他職種と連携する必要性が増えている臨床心理士にとって、重要な課題の一つと言える。金沢(2006)は秘密保持には限界があり、「秘密が全て守られる」と公言するのは避けるべきだと述べている。クライアントと情報の取り扱いについて十分に話し合うと同時に、他職種との情報共有を行うにあたり、集団守秘義務や情報共有の具体的な手段を考えることが不可欠であろう。

学習に関しては、アンケートII-1の結果から、授業や専門書を読むなどの経験はあったが、どれも体系的な学習ではなかった。中には研修会での学習経験のあった人もいたが、こうした機会を持つ人の方が少ないだろう。このように、若手臨床心理士には倫理意識があるものの、学習・研修においては十分な体制がとられておらず、継続的な学習の機会はほとんどないと言える。日本心理臨床学会倫理委員会(2006)の調査結果において、少なからず教員が現在の倫理教育に満足していないことが示されているが、教育を受ける側の大学院生もそれを感じていると考えられる。ただ、倫理に対する意識はあるものの、学習する必要性を感じていない人もおり、個人差があることも示唆された(アンケートII-2)。

以上から、臨床活動において倫理問題に直面し強く意識している参加者は、一方で現在の倫理学習・研修に満足しておらず、自分の現状を省みて倫理的問題を継続的に考えていく必要性を感じて、主体的な学びの場としての研究会を立ち上げたと考えられる。

2. 活動を通して参加者が体験していること

今回提示した2つの架空事例は、共に学校臨床での事例である。そこでは守秘義務と情報共有の間をめぐる葛藤(倫理的ジレンマ)が中心に話し合われた。倫理的ジレンマに対して、明確な「正解」の発見よりは、その葛藤を味わい、様々な視点から検討し、考えを深めていくプロセスがあったように考えられる。これは現場での葛藤の再現とも考えられ、それを疑似体験して意見を検討することは、類似の事態に出会ったときの対応に結びつく、より実践的な研修であると思われる。アンケートII-3より、学習体験において【メンバーでの試行錯誤】【実践的な内容】【「専門性」の確認】が挙げられているが、架空であっても事例を通して考えることで、現場で役立つ実践的な理解が行われていることがここでも示唆される。それぞれ固有の臨床観をもち、さまざまな現場で実践している者同士が自由に意見を出せることで、多面的な理解にもつながるのだろう。その多様な視点の一方で、対人援助専門職として何に気を付けるべきか、臨床心理士の専門性としての共通した倫理観を考えることは、臨床心理士のアイデンティティ形成にも寄与するところがあるかもしれない。また【倫理イメージの変化】も見られ、倫理問題は自分に関連のないものではなく、むしろ密接に日々の臨床に結びついているという意識の変化が一部にみられる。

研究会に参加する中での参加者の意識の変化については、アンケートI-2の結果で【予防的なケースマネジメント】が多く挙げられ、倫理問題に焦点づけられた意識と言うよりは、それも包含してケースそのものを考えようとしているのが特徴的である。守秘義務や情報共有の問題だけで片

付けず、実際にそれらについてクライアントと話し合い、他職種との連携をケースにどう位置づけるかを考えることは、クライアントのニーズに即した援助には不可欠な要素であり、それをどのように取り扱うかが専門家としての工夫の表れと言えよう。さらに、実践に近い架空事例による検討であるため、参加者が経験する事例に研究会での体験や検討が還元されるということもあると推測される。

3. 若手臨床心理士同士の事例検討方式による学習形式の特徴

日本心理臨床学会倫理委員会（2006）の調査結果においても、学習法では講義形式しか触れられていない。その点、本研究会は経験年数の少ない若手臨床心理士による架空事例を用いた小規模な事例検討方式である。その特徴として、参加者が実践に近い形で検討できることがまず挙げられる。文献等から知識的に学ぶことも重要であるが、実践に使える形での学習は、臨床活動において特に重要視される。事例を担当しはじめ、倫理的問題に少なからず直面するようになった若手臨床心理士にとって、大きなメリットがあろう。しかし、この学習形式は参加者の経験が問われること、実践の中で苦悩した経験があること、および大規模な人数には適用しにくいことなどの制限が考えられる。そのため、修士課程に入ったばかりの大学院生対象の研修には向かないと思われる。これについては、知識伝達と実践的な事例検討方式が相補的に作用することが有効だと考えられる。また、自由なディスカッションが行いやすいという点も特徴である。それぞれが悩む倫理問題はある程度似通っており、共有しやすさもある。さらに、どのような意見も許容される雰囲気から、個々の臨床観をお互いが率直に呈示し、認め合う中で、理解を深めやすいと考えられる。

4. 今後の課題

若手を中心とした研修会では、その経験不足からくる、より専門的な視点からの検討が疎かになりやすいともいえる。また、独りよがりな理解に帰結してしまう危険性も否定できない。この点を改善するには、より経験豊富な臨床心理士や倫理の専門家からのスーパーヴィジョンを受ける等の工夫をしていく必要があるだろう。また、臨床活動に関わってくる法律の知識を深めていくことも、職業倫理を確立していく上で避けては通れないと思われる。こうした問題点や改善点を踏まえつつも、臨床心理士という高度な専門職の自覚を持ち、常に倫理に対する問題意識を持ちながら、継続的に研究会等で切磋琢磨していくことが大切であろう。そして、そのプロセスが、社会に認められるより成熟した臨床心理士への成長へつながっていると信じ、日々の臨床活動を丁寧に頑張っていきたい。

VI. おわりに

倫理問題は倫理的ジレンマと言われるように、葛藤を生じさせる。そして、その理解と対処を考えることは容易ではない。しかしながら、専門家として成熟していく上では避けて通れない課題で

あり、むしろ積極的に考えていくことが予防的な臨床活動につながると考えられる。国家資格でもない臨床心理士がこれだけ増加し、社会的認知や社会的要請が高まっている現在、専門家としてその専門性の確立をしていくには各臨床心理士の倫理観の確立が不可欠である。若手が主体的に活動した本稿の報告を機に、臨床心理士に倫理意識が高まり、研修活動の輪が広がれば幸いである。

謝 辞

本論文をまとめるにあたり丁寧なご指導いただきました九州大学大学院准教授福留留美先生、同教授大場信恵先生に深く感謝いたします。

文 献

- 金沢吉展 1998 カウンセラー：専門家としての条件. 誠信書房
- 金沢吉展 2006 臨床心理学の倫理を学ぶ. 東京大学出版会
- 川喜田二郎 1967 発想法：創造法開発のために. 中央公論社
- 日本臨床心理士会 2004 日本臨床心理士会倫理綱領
- 日本臨床心理士会 2008 第3回 臨床心理士のための倫理ワークショップ抄録集
- 日本臨床心理士会第7期倫理委員会 2009 日本臨床心理士会倫理ガイドライン
- 日本心理臨床学会 2007 日本心理臨床学会倫理綱領
- 日本心理臨床学会倫理委員会 2006 臨床心理士養成指定大学院教員の倫理教育に関する意識調査 心理臨床学研究、24 (5)、621-627
- 下山晴彦 2001 臨床心理学とは何か. 下山晴彦・丹野義彦(編)「講座臨床心理学1：臨床心理学とは何か」 東京大学出版会

A trial workshop on the ethical issues by new clinical psychologists
- Through “the workshop of the ethical issues for clinical psychologist”

Masakazu KUWAMOTO, Toru ANDO, Yusuke MASUDA, Megumi HAMADA, Ayano MUKAE
Graduate School of Human-Environment Studies, Kyushu University

This paper reports a workshop to comprehend ethical issues established voluntarily by new clinical psychologists and discusses the contents and the method. In recent years, the clinical psychologist is recognized in society and asked for progress in the conscious of ethics. Japanese Society of Certified Clinical Psychologist works on various activities such as establishment of guidelines. We, new clinical psychologists, discussed the ethical issues by the way of using fictional case conference. In the group discussion, it is revealed that each member tells their experiences and the merit of putting them to account. On the other hand, it is showed that we need more supervision from experienced supervisor because we are beginners. Furthermore it is important to get more legal knowledge. It is essential to think actively about ethics for our clinical activities. Although new clinical psychologists need to learn the ethical issues, we have little chance. This kind of the voluntary workshop encourages our learning. (156 words)

Key words : the ethical issue, voluntary workshop through conferring fictional case, new clinical psychologist